

命 令 書

大阪市西区

申立人 M
代表者 委員長 A

大阪市西区

被申立人 N
代表者 理事長 B

上記当事者間の平成29年(不)第33号事件について、当委員会は、平成31年1月9日及び同月23日の公益委員会議において、会長公益委員井上英昭、公益委員松本岳、同海崎雅子、同春日秀文、同北山保美、同桐山孝信、同辻田博子、同林功、同三阪佳弘、同水鳥能伸及び同宮崎裕二が合議を行った結果、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、申立人組合員 C に対し、同人との間で平成28年3月30日付けで締結した雇用契約が、同29年4月1日以降も更新されてきたものとして取り扱い、同人を同28年度に就けていた職又はその相当職に就けなければならない。
- 2 被申立人は、申立人組合員 C に対し、平成29年4月1日以降、同28年度に就けていた職又はその相当職に就けるまでの間、同人が就労していれば得られたであろう賃金相当額と既支払額（同29年5月10日付けの N 嘱託雇用契約書による支払額を含む）との差額を支払わなければならない。
- 3 被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

M

委員長 A 様

N

理事長 B

当法人が貴組合員 C 氏を平成29年3月31日をもって雇止めとしたことは、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働

行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求する救済内容の要旨

- 1 雇止めの撤回及び原職復帰
- 2 バック・ペイ及び年5分の割合による加算金の支払
- 3 謝罪文の手交及び掲示

第 2 事案の概要

1 申立ての概要

本件は、組合の書記長を雇止めにしたことが不当労働行為であるとして申し立てられた事件である。

2 前提事実（証拠により容易に認定できる事実を含む。）

（1）当事者等

ア 被申立人 N （以下「法人」という。）は、肩書地に本部を置き、高等学校、専門学校等を運営する学校法人であって、その教職員数は本件審問終結時約600名である。

なお、法人は、相互協力関係にある申立外3法人（以下、法人及び申立外3法人を併せて「法人ら」という。）とともに、法人らの人事・労務・財務等を一括して担当する統括本部を設置・運営する「 P 」と称する体制（以下、この体制のことを「 P 」という。）を構築している。また、当事者間において、法人は、 P として団体交渉（以下「団交」という。）等を行っている（以下、その場合の P も「法人」という。）。

イ 申立人 M （以下「組合」という。）は、肩書地に事務所を置き、法人及びその関連団体で働く労働者で組織される労働組合で、その組合員数は本件審問終結時8名である。

（2）本件申立てに至る経緯等について

ア 平成23年度から同28年度までの各年度について、 C （以下、同人が組合に加入する前も併せて「 C 組合員」という。）は法人との間で、4月1日から翌年3月31日を雇用期間とする嘱託雇用契約を毎年4月1日頃に締結した。

なお、平成28年度の雇用契約は、同28年3月30日付けで締結された。

（甲17、甲55、乙37の3、乙37の4、乙37の5、乙37の6、乙37の7、乙37の8、証人 C ）

イ 平成24年1月、C組合員は組合に加入し、同26年8月、組合書記長に就任した。

(甲55、証人 C)

ウ 平成25年度から、C組合員は、法人が運営する通信制高校である

Q (以下「学院高校」という。)にて、教務事務を担当した。

(甲55)

エ 平成29年1月11日、法人は、組合との団交(以下「1.11団交」という。)において、同年1月30日から同年2月17日までを募集期間として、学院高校に勤務する社会保険に加入している有期限雇用の者を対象に、同年3月31日を退職日とする希望退職(以下、この希望退職を「本件希望退職」という。)を募集する旨通知し、同年1月30日から本件希望退職が募集された。

本件希望退職の定員は、事務員については2名、教員については3名であり、これに対し、事務員1名と教員2名が応募した。

(甲5、甲8、甲18、甲55、乙41の1、乙48、証人 C 、証人 D)

オ 平成29年2月27日、法人は組合に対し、本件希望退職の募集定員に達しなかった人員数について契約を更新しないことを決定し、C組合員をその対象者に含むことにしたとし、次の団交において、C組合員との雇用契約の終了を追加議題にすることを申し入れた。

同月28日及び同年3月6日、組合と法人の間で団交が開催された(以下、この2回の団交をそれぞれ「2.28団交」、「3.6団交」という。)。法人は、1.11団交及び2.28団交において、財務状況に関する資料を提示しなかったが、3.6団交において、提示した(以下、3.6団交において提示された財務状況に関する資料を「3.6団交資料」という。)

法人の平成25年度から同27年度の消費収支計算書の概要は別紙1のとおりである。また、3.6団交資料は別紙2のとおりで、このうち、学院高校の収支状況については、別紙2-cのとおりである。さらに、法人は、3.6団交資料とは別に、学院高校を含む学校単位の数値を示した消費収支内訳表を作成し、行政機関に提出したり、ホームページで公開するなどしており、その平成25年度から同27年度の数値は別紙3のとおりである(以下、法人が作成した学校ごとの数値を示した収支状況の資料を「HP等資料」という。)

(甲8、甲19、甲20、甲28の1、甲28の2、甲28の3、甲29の1、甲29の2、甲29の3、甲52、乙19、乙41の2、乙41の3、乙48、証人 C 、証人 D)

カ 平成29年3月17日、法人は勤務中の C 組合員に対し、出勤せず自宅で待機するよう通告し、これ以降、 C 組合員は、学院高校で勤務していない。

(甲21、甲55、乙41の4、証人 C)

キ 平成29年3月31日、学院高校において、本件希望退職に応募した教職員のほか、非常勤の教員1名が雇止めになった。

この時点では、 C 組合員の平成29年4月1日以降の雇用に関する契約は締結されなかった(以下、この時点で法人が、 C 組合員を同年3月31日をもって雇止めとしたことを「本件雇止め」という。)

(甲55、乙48)

ク 平成29年7月19日、組合は本件申立てを行った。

ケ 法人において事務等を担当する者の有期限雇用契約には、月給制の嘱託と、勤務時間に応じ賃金が支払われる非常勤の2種類がある。原則として、嘱託は社会保険に加入しているが、非常勤には加入している者といない者がいる(以下、社会保険に加入している有期限雇用の事務員を「契約制職員」といい、社会保険に加入している有期限雇用の教員と併せて「契約制教職員」という。)

平成28年度に、学院高校にて主に事務を担当した有期限雇用の職員は、嘱託は C 組合員と E (以下「 E 職員」という。)の2名で、非常勤は F (以下「 F 職員」という。)、 G (以下「 G 職員」という。)の2名であった。

(甲44の2、乙34、乙35、証人 C)

第3 争 点

法人が、 C 組合員を平成29年3月31日をもって雇止めとしたことは、組合員であるが故の不利益取扱いに当たるとともに、組合に対する支配介入に当たるか。

第4 争点に係る当事者の主張

1 申立人の主張

- (1) 法人は、学院高校の財政難を理由に C 組合員を雇止めにしたが、財政難は口実であって、実際には、組合員であるが故の不利益取扱いであるとともに、組合活動の中心を担う書記長を職場から排除し、組合の無力化を企図したものである。
- (2) 法人は本件希望退職や雇止めの理由を学院高校の財務状況によるものとしているが、法人は、1.11団交と2.28団交では、口頭で赤字を言うのみで、財務状況に対し人員削減の必要性がどの程度あるのか真摯に説明することもなく、財務状況の資料を準備していなかった。

法人は、3.6団交において、初めて、財務状況の資料である3.6団交資料を提示したが、組合がこの資料を検討したところ、下記アからウのとおり、恣意的に数

字を操作し、学院高校について実態以上の赤字額を作り出したものであった。法人は正確な財務状況の把握に取り組みず、人員削減を回避するための努力もしないまま、本件希望退職や雇止めを行っている。

なお、3.6団交資料はHP等資料とは別の種類のものであって、HP等資料によると、平成26年度と同27年度の学院高校の収支は黒字である。

ア 法人は、3.6団交資料は、理事会等で使用している事業単位のもので本部負担金を反映しているとし、本部負担金については、各事業部門の収入額の7.5%であるとした。しかし、平成26年度と同27年度の学院高校について、HP等資料の数値に本部負担金を加えると、赤字に転じるものの1.11団交で法人が主張した約2,000万円の赤字額には届かない。

イ 学院高校についての3.6団交資料には、「減価償却負担額」という独自の費目がある。これについて、当初、法人は、法人全体の減価償却費を合算した上で、予算収入に応じて各事業に振り分けているとしていたが、専有面積を基本として算出されると訂正し、その後、証人尋問において、法人側証人が、事業の収入に応じて配分するものである旨証言するなどし、法人の説明は二転三転した。

また、学院高校の管理経費中の減価償却負担額は、法人全体の管理経費中の減価償却費の合計額を上回るというあり得ない数字になっており、管理経費と教育研究経費を合算した減価償却負担額でみても、法人の減価償却費の合計額の約38%という水準になり、減価償却負担額は予算収入に応じて各事業に振り分けた額などではない。さらに、法人は、減価償却負担額が適正な額であることを示すために、各事業部門の専有面積を明らかにしていない。

ウ 3.6団交資料の学院高校の人件費をHP等資料と比較すると、平成25年度及び同26年度は合致するが、同27年度については、3.6団交資料の方が約1,470万円大きくなっている。これについての法人の説明はあいまいであるが、審問時の法人側証人の証言からすると、本来、法人本部に計上されるべきである退職引当金が上乗せされている可能性がある。

(3) 法人全体としては、人員削減が必要な切迫した状況ではなく、希望退職を募集する必要があったとしても、指名解雇や雇止めを急ぐ必要性はない。正規職員の定期昇給や管理職手当、一時金の支給は、従前と同様に実施され、学院高校の人件費も生徒の減少に応じて減少している。なお、法人は、理事長等が管理職手当の1割を6か月間、自主返納したと主張するが、人事労務通信等の証拠もなく、事実かどうか確認できない上、額も微々たるものである。

(4) 法人は、雇止めの対象として C 組合員を指名した理由について、高校事務の経験年数が短く、勤務時間が他の教職員より30分短いことを挙げるが、いずれも法

人が提示した労働条件である。さらに、後日、主たる業務がないことを挙げるようになったが、これは、法人が C 組合員から一方的に奨学金業務を取り上げたためである。また、法人での勤務年数でいうと、C 組合員は、学院高校にて勤務する前の期間を含めると20年以上、勤務していることになる。

(5) 法人においては、総合職をはじめとする正規職員の多くは法人らが実施する慈善行事等に従事するために度々現場を離れるので、専門的に業務に就く契約制職員の方が実務能力を持っていることも多い。学院高校においては、契約制職員は、正規職員の補助ではなく、むしろ正規職員に代わって業務を遂行していた。ところが、本件の人員削減は、唐突に契約制職員が対象とされ、削減された人員の法人での勤務年数は長期に及んでいる。契約制職員であるから真っ先に人員削減の対象とするというのは、公序良俗に違反している。

(6) 組合と法人は、進学教育センターの閉鎖通告を契機に、争議状態となり、平成24年2月に、組合は法人を相手方として初めての不当労働行為救済申立て（平成24年(不)第9号事件、以下「24-9事件」という。）を行った。同年7月に C 組合員は組合役員に選出され、労使交渉に参加したり、上記の救済申立事件の期日に出席するようになり、法人も、C 組合員が組合内で徐々に中心的役割を担うようになっていく様子を認識していたと考えられる。

平成26年4月、C 組合員は組合の窓口となり、同年5月、初めて法人の窓口担当に面会した際、法人の賃上げ回答が他の法人と比べ著しく遅いことに言及し、団交候補日の提示を求めた。その後、理事会を挟む2日程の団交の開催を希望した組合と、1日のみの開催を希望した法人との間の調整について、法人は執拗に C 組合員の日本語の解釈がおかしいと言葉の解釈の問題にすり替え、日程調整がうまくいかなかった原因の解明や改善策を協議しようともせず、C 組合員の窓口交代を求め、C 組合員が窓口である限り、窓口折衝はしないと宣言し、今も、窓口折衝を拒否している。組合は、この件について、不当労働行為救済申立て（平成26年(不)第64号、以下「26-64事件」という。）を行い、救済命令が発せられ、法人が再審査申立てを行った直後に、本件希望退職の募集や C 組合員の雇止めが行われている。

(7) 平成27年度に学院高校で事務を担当していた正規職員の H （以下「H職員」という。）と E 職員、F 職員、C 組合員の4名は、この4名が高校事務を行う上で最低限のメンバーであって、人事異動があれば厳しい状態になることを共通認識としていた。この4名はそれぞれ、学院高校の副校長である J （以下「J副校長」という。）や事務長である K （以下「K事務長」という。）と面談する際には、人事異動は避けてほしいことを伝えてい

たが、平成28年4月に H 職員が異動となり、正規職員の教員2名が退職した。

平成28年度に入ってから、C 組合員は引き継いだ業務に不慣れなことや生徒への対応が増えたことにより、本来なら勤務時間内に処理できる事務が処理できない状況にストレスを感じ、5月の連休中や土曜日にサービス残業を行うなどした。

団交において、組合は、C 組合員の職務の実態を挙げて、労働強化について協議を求めたが、法人側出席者には、学院高校の事務室の状況を実際に見ている者はおらず、伝聞で、労働強化はないと主張するのみであり、さらには、C 組合員の状態に関して、そんなにしんどいのならば、診断書を提出すればよい旨発言した。

平成28年11月、C 組合員が K 事務長に対し、休日出勤を申し出たところ、法人は、C 組合員には一切の状況確認や相談もなく、一方的に、担当していた奨学金業務の全てを取り上げ、勤務時間を1時間短縮させ、また、派遣職員1名を雇用することを通告した。組合は、C 組合員が求めているのは、事務員が事務に集中できる労働環境であること等を説明し、奨学金業務の担当変更の撤回を求めたが、結局、職務の変更と勤務時間の短縮に応じざるを得なかった。法人は、提出していた診断書を理由にして、C 組合員から主要業務を取り上げ、職場から排除することを企図していたと思われる。なお、法人は、同29年3月末まで、派遣職員を雇用しており、労働強化を認めたことになった。

- (8) 本件希望退職の募集からの一連の流れを追うと、C 組合員の雇止めを回避しようとする協議を行うどころか、雇止めに向けての既成事実が積み上げられていく状況がわかる。法人は、平成29年1月11日の時点で、既に C 組合員の雇止めを決定していたものと思われる。

また、平成29年3月17日には、C 組合員に対してのみ、自宅待機を命じ、移転先の事務所には C 組合員の座席のみがなかった。

さらに、平成29年度には、学院高校において教員を補充し、そのうち1名は社会保険加入者であって「事務のパート」として雇ったとされている。

2 被申立人の主張

- (1) 法人が C 組合員との雇用契約を更新しなかったのは、生徒数の減少に伴う学院高校の経営再建策の一環であり、合理的かつ正当な判断に基づくものであって、何ら不当労働行為に当たらない。
- (2) 高校授業料の実質無償化等の影響を受け、平成22年度頃から学院高校の生徒数は減少傾向が続き、同27年度の生徒数は、同22年度の70%程度となった。生徒数の減少に伴い、学院高校の収入も減少傾向が続き、平成26年度から同28年度におい

ては、多額の赤字が継続する状況となった。

なお、HP等資料は、本来、各事業及び各学校が負担すべき共益的な費用を振り分ける前の収支計算であって、各事業及び各学校は本部負担金を負担した上で利益が生じるよう経営するべきであるから、経営判断を行う際は、HP等資料の形式ではなく、3.6団交資料の形式で、収支を検討する必要がある。

法人は、経費節減策として、幹部職員の兼務割合を増やして、実質的に人員数を削減してきた。また、概算で1,000万円程度の収支改善が見込める学院高校の校舎の縮小移転を決定したが、学院高校の赤字の継続が予想された。

一方、生徒数の減少に伴い、授業数やレポート数が減少していたにもかかわらず、学院高校の教職員数は必ずしも適正な人数となっていなかった。組合は、平成28年度以降、学院高校において、労働強化があったかのような主張をしているが、生徒数の減少に伴い教職員の業務量も減少しており、労働強化の事実はない。

(3) このような状況下で、法人は本件希望退職の実施を決めた。募集定員については、平成27年度の教職員数に70%を乗じた程度の人数が概ね適正な人数と考えられることと平成28年度の学院高校の決算見込みが約2,700万円の赤字であり、校舎移転による経費節減を入れても、なお、約1,700万円の赤字となることから、教員については3名、事務員については2名とした。また、法人は組合との団交において、本件希望退職について説明を行った。

しかし、この募集定員を下回る応募しかなかったため、法人は、さらに検討し、学院高校の黒字化のためには5名程度の人員削減が必要であるとし、契約制教職員のうち、教員1名、事務員1名について、契約を更新しないことにした。

この事務員1名の選定については、主担当として担当している業務の有無、勤務時間及び学院高校での勤務年数を重視して行い、その結果、C組合員を選定した。また、法人は組合との団交において、C組合員の雇止めについて議論を行った。

(4) 平成28年度末をもつての人員削減によって、学院高校の事務作業が滞ったり、残業時間が大幅に増加したりすることはなかった。また、法人は、法人の理事等は、役職手当の10%を6か月間、自主返納している。さらに、法人は、平成29年度に入ってから、組合に対し、団交で説明を行い、C組合員との間で暫定的に、就労を前提とせずに3か月間、給与を支払う合意まで結び、人員削減の必要性やC組合員の雇止めの理由について丁寧に説明を行って、理解を求め、解決の道を探るべく努力してきた。組合は、法人が組合を敵視しているなどと主張しているが、組合敵視など存在しない。

第5 争点に対する判断

争点（法人が、C 組合員を平成29年3月31日をもって雇止めとしたことは、組合員であるが故の不利益取扱いに当たるとともに、組合に対する支配介入に当たるか。）について

1 証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 法人の事業と財務状況等について

ア 平成24年4月、法人は、事業再編（以下「24年事業再編」という。）を行い、従前、学院高校、R、S（以下「国際専門学校」という。）といった学校単位で事業部門が定められていたのを改め、高校生事業、留学生事業、国際・語学事業部といった部門ごとに再編成した。

ところで、法人は、従前、Rにて、予備校事業を行っていたところ、平成20年度末をもって、高校既卒者を対象とする大学受験科本科（全日制）を廃止したが、同21年度から同23年度は、進学事業として、Rに開設された進学教育センターにて、学院高校の生徒を対象とする学院高校進学教育センター、現役高校生を対象とする大学受験科及び小学校高学年と中学生を対象とする小中学生科を運営した。24年事業再編に伴い、学院高校進学教育センターは、学院高校に統合されて継続される一方、大学受験科は廃止され、小中学生科は、平成24年度は継続されたが、同年度末をもって廃止された。

（甲41、乙44、乙48、証人 C）

イ 平成24年2月27日、組合は、当委員会に対し、①法人が24年事業再編に伴って、大学等の入試問題作成業務を請け負う教育事業部を廃止したことが支配介入に当たる、②事業再編計画及び同計画により変更される労働条件等を議題とした団交への法人の対応が不誠実団交及び支配介入に当たるとして、24-9事件の不当労働行為救済申立てを行った。

当委員会は、同申立てについて、平成25年11月19日付けで棄却命令を発し、同年12月2日、組合は、この命令について、中央労働委員会に再審査を申し立てたところ、同27年8月25日、中央労働委員会はこの申立てを棄却した。

（乙43、乙44）

ウ 24年事業再編以降も、法人は学校ごとの消費収支内訳表等の財務関係の文書を作成し、行政機関に提出したり、ホームページで公表するなどしていた。なお、遅くとも平成25年度以降、T（以下「インターナショナルスクール」という。）に係る数値が、上記の財務関係の文書に掲載されるようになった。

（甲9、甲29の1、甲29の2、甲29の3）

エ 平成26年頃の法人の事業概要は、以下のとおりである。

事業グループ	事業		学校単位
高校生事業	高等課程	表現コミュニケーション学科	国際専門学校
		国際学科(IHS)	国際専門学校
	学院高校		学院高校
	その他		
留学生事業	語学ビジネス専門課程		国際専門学校
	日本語学科(土佐堀校)		国際専門学校
	日本語学科(上町校)		R
国際・語学事業	インターナショナルスクール		インターナショナル スクール
	ランゲージセンター	土佐堀校	国際専門学校
	ランゲージセンター	天王寺校	R
	英語幼児園	土佐堀園	国際専門学校
	英語幼児園	天王寺園	R
教育社会福祉			国際専門学校
U			国際専門学校
学校事業本部			

(甲19、乙41の3、乙41の6、乙42の1、乙43、乙44)

オ 組合は、行政機関への情報公開請求等により、別紙3のHP等資料を入手した。

HP等資料には学校法人(法人本部)と記載された欄があるが、これは、法人によると、各学校に振り分けられるべき共益的な費用等を示しており、法人は、部門別の予算においては、各部門が負担すべき共益的な費用として、その部門の予算収入の7.5%相当額を本部負担金として計上することとしている。

(甲29の1、甲29の2、甲29の3、乙40)

カ 学院高校は通信制高等学校で、生徒の登校日は、週に3日程度である。
平成25年度から同29年度の学院高校の生徒数は、以下のとおりである。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
全生徒数	961	881	775	744	739
本校生徒数	692	575	522	不明	不明

なお、表中の全生徒数は、本校生徒数に学院高校以外の技能教育施設での学習を学院高校における一部の履修とみなす制度等を利用する生徒数を加えたものであり、本校生徒数は3月1日付けの、全生徒数は5月1日付けの人数である。また、平成20年度頃には、本校生徒数は800名を超えており、24年事業再編

時には、学院高校を中心とした高校生教育事業は、強化事業に位置付けられていた。

(甲41、甲45、甲55、乙21、乙48、証人 C)

キ 平成23年度頃から、法人は、役職者について兼務者の割合を増やすようになった。

(乙22、乙48、証人 D)

ク 法人においては、事務等を担当する者の有期限雇用契約には、月給制の嘱託と、勤務時間に応じ賃金が支払われる非常勤の2種類がある。就業規則には、非常勤の1週間の所定労働時間は30時間以内とする旨の定めがあるが、実際には、1週間の所定労働時間が30時間を超える非常勤契約も締結されている。

法人は、事務等を担当する者について、平成28年度は嘱託として18名、非常勤として28名との間で、同29年度は嘱託として21名、非常勤として30名との間で、有期限雇用契約を締結した。

(乙34、乙35、乙42の1、乙42の2)

(2) C 組合員の雇用契約等について

ア 平成5年から、C 組合員は、時給制のパートタイマーとして、法人の予備校事業に携わった。

遅くとも平成16年度以降、同22年度までの各年度について、C 組合員は R の校長との間で、4月1日から翌年3月31日を雇用期間とし、週当たり35時間勤務の時給制のパートタイマーの雇用契約を毎年4月1日付けで締結した。C 組合員は、この期間、予備校及び進学教育センターの小中学生科の教務事務や中学生の教科指導等を行った。なお、C 組合員は、中学校及び高等学校の国語の教員免許を持っている。

(甲17、甲55、乙37の1、乙37の2、証人 C 、証人 D)

イ 平成23年度から C 組合員は嘱託職員となり、同年度から同28年度までの各年度について、法人との間で、4月1日から翌年3月31日を雇用期間とする月給制の嘱託雇用契約を毎年4月1日頃に締結した。その内容は、下記の表のとおりである。

C 組合員は、平成23年度は R 所属として、同24年度は学院高校所属として、小中学生科の教務事務や中学生の教科指導を行い、同25年度以降は、学院高校の教務事務を行った。

年度	勤務地	職務内容	週当たり実働勤務時間	基本給(月額)	期末手当(年額)
23	R (天王寺進学)	教科指導及び教務事務	35時間 (週5日)	¥ 191,000	¥ 200,000
24	学院高校	進学教育センターにおける 教科指導及び教務事務	35時間 (週5日)	¥ 196,000	¥ 200,000
25	学院高校	教務事務	35時間 (週5日)	¥ 201,000	¥ 200,000
26	学院高校	教務事務	35時間 (週5日)	¥ 206,000	¥ 200,000
27	学院高校	教務事務	35時間 (週5日)	¥ 211,000	¥ 200,000
28	学院高校	教務事務	35時間 (週5日)	¥ 216,000	¥ 200,000

(甲17、甲55、乙37の3、乙37の4、乙37の5、乙37の6、乙37の7、乙37の8、証人 C)

ウ 平成24年1月、C 組合員は組合に加入した。同年7月から C 組合員は組合会計となり、同26年8月、組合書記長に就任した。

(甲55、証人 C)

(3) C 組合員が交渉窓口担当になった頃の経緯等について

ア 平成26年10月29日、組合は、当委員会に対し、法人が交渉窓口担当者を C 組合員から別の組合員に交代することを求め、それができない場合は、当面、窓口対応を取りやめるとの対応を行ったことは支配介入に当たるとの点を含む26-64事件の不当労働行為救済申立てを行った。

平成28年11月24日、当委員会は同申立てについて一部救済命令を発し、団交の日程調整に係る当初の組合の対応にも一定問題はあったが、誰を交渉窓口担当者にするかは、組合が自主的に決定すべきことであって、組合が交渉窓口担当者である C 組合員と調整することを度々求めているにもかかわらず、法人が交渉窓口担当者の交代を求め続け、さらに交代するまで担当者間での窓口対応を取りやめるとの対応をとったことは労使間の円滑な交渉を阻害したものであって、支配介入に該当すると判断した。

平成28年12月7日、法人は、この命令について、中央労働委員会に再審査申立てを行った。また、本件審問終結時に至るまで、法人は、C 組合員が交渉窓口である限りは団交の窓口折衝を行わないとしている。

ところで、26-64事件における当委員会のこの点に関する認定の概要は、以下のとおりである。

(ア) 平成26年4月27日、組合は法人の交渉窓口担当者である L (以下「L 交渉委員」という。)に対し、組合の交渉窓口担当者を C 組合員に

交代することを通知した。

(イ) 平成26年5月13日、L 交渉委員は、「団体交渉の日程について、5月16日（金）もしくは5月28日（水）を候補日として申入れいたします。」との記載を含むC 組合員あての電子メールを送信し、C 組合員は「ご提示いただきました候補日申し入れに対し、5月16日金曜日5月28日水曜日の両日とも団体交渉を受諾いたします。」との記載を含む電子メールを返信した。これ以降、両者の間で、以下のような内容を含む電子メールのやりとりがあった。

a L 交渉委員；「それでは、ベースアップについての回答が可能である5月28日（水）開催でお願いします。」

b C 組合員；「誤解されたようですが、本組合は、5月16日金曜日5月28日水曜日の両日とも、団体交渉で参ります。」（以下「26.5.14組合メール」という。）

c L 交渉委員；「そもそも当方は、16日もしくは28日のいずれかで提案させていただいており、両日とも問題ないのご返答をいただいたので、28日で準備しています。その結果、出席予定者は、すでに16日の予定を入れてしまいましたので、申し訳ありませんが16日は開催できません。」（以下「26.5.15法人メール」という。）

d C 組合員；「繰り返しお伝えしていますが、5月16日金曜日19:30に本組合は団体交渉に参ります。また、5月28日水曜日も団体交渉です。」（以下「26.5.15組合メール」という。）

(ウ) 平成26年5月16日、組合は、電話にて、法人が同日の団交を予定していないことを確認した。その際、C 組合員はL 交渉委員に対し、今日団交に行く旨述べ、これに対し、L 交渉委員が、何度もメールで送ったとおり、団交は同月28日に行う旨述べ、「これからもこんな勝手な解釈するんか。そっちの都合で解釈するんか。」と述べたところ、C 組合員は「労使は利害が対立する場合もある。そこで相異が出てくるのは当然であり、お互い様でしょう。」と述べた。L 交渉委員が、これでは話ができない旨述べたところ、C 組合員は、私が団交日程について勘違いしているというのであれば、それを指摘する返事をすべきであり、電話の後で構わないのでメールの送信を求める旨述べた。

この後、L 交渉委員は、①法人が、16日もしくは28日のいずれかを候補日で開催という提案をし、28日に開催し16日には開催できないとしているにもかかわらず、C 組合員が、16日に団交に赴くとするのが理解ができな

い、②そもそも窓口担当は団体交渉をスムーズに開催するために存在するもので、今回のように、当方の連絡を曲解し組合の都合のいいように解釈されるのであれば、窓口の意味がないどころか、新たな問題を発生させることにもなる、③窓口担当者を交代していただくか、それができないのであれば、意味がないので当面窓口対応は取りやめにさせてもらう旨記載した電子メール（以下「26.5.16法人メール」という。）を送信した。

(エ) 組合は、平成26年6月23日付けの文書を法人に提出した。

この文書には、①法人は同年5月16日と同月28日のいずれかの団交日程を提示したが、組合は理事会前のベースアップ回答を求めていたため、理事会前と理事会後の両日とも団交開催を求めた、②春闘の時期に、短期間に団交を重ねることは極めて一般的であり、両日とも団交開催を求めることは、何ら問題もなければ「不自然な解釈」でもない、③L交渉委員が、26.5.14組合メール及び26.5.15組合メールを重ねて放置しておきながらC組合員を非難することは、意思疎通を図る姿勢が皆無と考えられ抗議する旨の記載が含まれていた。

(オ) 法人は、平成26年6月30日付けの文書を組合に提出した。

この文書には、①メールのやり取りを見れば、C組合員の解釈が「不自然」であることは明らかである、②平成26年5月16日の団交を予定していないことは、26.5.15法人メールで伝えている、③正常な意思疎通を図るため、同人の交代を求めており、それができないのであれば当面窓口対応を取りやめたいと申し入れているのであって、窓口折衝そのものを拒否しているわけではない旨の記載が含まれていた。

(カ) 組合は、平成26年7月1日付けの文書を法人に提出した。

この文書には、①組合に26.5.15法人メール及び26.5.16法人メールの受信記録はない、②法人が、C組合員の交代をいつどのような形で申し入れたのかを組合は全く承知していない、③事実としては、法人が、自身の都合による団交開催に固執し、16日及び28日の両日開催を求める組合の意思を無視したことに尽きる、④組合は窓口担当者を変更する予定はないので、誠実にC組合員と窓口対応することを申し入れる旨の記載が含まれていた。

(キ) これ以降も、法人は組合に対し、C組合員の交代を求める又は窓口対応を取りやめる旨の書面やメールを繰り返し発出した。

(甲51、甲55、証人 C)

イ 平成28年5月6日、組合は、当委員会に対し、同年3月に組合が法人に対して行った4月度からの賃上げに係る団交申入れについて、申立て時に至るまで、

団交が開催されなかったことが団交拒否及び支配介入に当たるとして、不当労働行為救済申立て（平成28年(不)第18号、以下「28－18事件」という。）を行った。

同申立てについて、法人が、平成27年度決算が平成28年5月下旬開催予定の理事会まで確定しないので、現時点では回答できないとして、理事会開催後の団交開催を提案し、組合が理事会前の団交開催を希望する場合にも、年度末から年度初めにかけては業務多忙であり、4月下旬から5月初旬にかけてしか日程調整できないと回答したことに関して、平成29年9月27日、当委員会は、前年度3月末の理事会で確定している予算組みにおいて立てられた人件費に係る方針に基づき、正規職員の定期昇給や有期限雇用者の契約締結が行われていること、組合の団交申し入れから1か月を超える期間にわたり、団交開催のための時間を全く確保できないほどの業務があったとする疎明はないこと等により、法人の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるとともに、組合運営に対する支配介入に当たると判断し、全部救済命令を発した。

平成29年10月10日、法人は、この命令について、中央労働委員会に再審査申立てを行った。

（甲40、甲55、証人 C ）

（4）平成28年度に学院高校にて事務を担当した職員等について

ア 平成27年度から同29年度について、学院高校にて主に事務を担当する正規職員（総合職、一般職）と嘱託及び非常勤の職員の変遷は、以下の表のとおりである。なお、これ以外に、平成27年度は主任（1名）と教頭補佐（1名）が、同28年度は主任（1名）と事務長補佐（1名）が、同29年度は主任（2名）と事務長補佐（1名）が置かれていた。また、これとは別に、平成29年4月1日より、法人は教員免許を有する者1名を新たに有期限で雇用し、学院高校にて、事務の仕事を担当させた。

ところで、表中の職員②は、平成29年度の新規採用者である。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総合職	職員① —	職員① —	— 職員②
一般職	H職員 職員③	— 職員③	— —
嘱託	C組合員 E職員	C組合員 E職員	— E職員
非常勤	F職員 G職員	F職員 G職員	— —

（甲44の1、甲44の2、甲44の3、甲55、証人 C 、証人 D ）

イ 平成27年度中に、C組合員、H職員、E職員及びF職員の4名が

J 副校長に対し、学院高校において事務が円滑に行われていないとして状況を伝えるにいったことがあった。

(証人 C)

ウ 平成28年4月、H 職員は、人事異動により、V が運営する保育園に転出した。H 職員は、約10年前に法人に学校事務担当として採用され、それ以降、学院高校で事務を行っていた。また、同27年度末をもって、学院高校で勤務していた無期限雇用の教員2名が退職した。

(甲55、証人 C)

エ 平成28年度に学院高校において主として事務を担当する有期限雇用の職員のうち、契約制職員に該当するのは、C 組合員、E 職員及び F 職員の3名である。

E 職員は、平成15年度から学院高校で勤務していたところ、同28年度は、週5日出勤し、1週当たり実働37.5時間勤務とする雇用契約を締結していた。

F 職員は、遅くとも平成25年度から学院高校で勤務していたところ、同28年度は、週5日出勤し、1週当たり実働35時間勤務とする雇用契約を締結していた。

G 職員は、学院高校が使用している天王寺校舎の会館管理や他の組織も使用している館全体の総務・庶務を担当していたが、社会保険に加入しておらず契約制職員には当たらない。

(甲44の2、乙39、乙48、証人 C)

(5) C 組合員の勤務時間短縮に至る経緯について

ア 平成28年5月31日、組合と法人との間で賃上げに関する団交が開催され、この団交において、組合側は、学院高校において、人員減により労働強化になっている旨主張した。

イ 平成28年7月4日、J 副校長は、C 組合員が6月中に有給休暇を2日使用した旨記載した、法人側団交出席者で学院高校の校長である D (以下「D 校長」という。)及び L 交渉委員あての「(C 組合員のイニシャル) 有休使用」と題する電子メールを作成した。J 副校長はこの電子メールを D 校長に送信するほか、C 組合員にも誤って送信した。

(甲3)

ウ 平成28年7月14日、組合と法人との間で団交が開催され、組合は、学院高校において労働強化になっている旨主張し、法人は、労働強化はない旨主張した。また、法人側出席者が C 組合員に対し、そんなにしんどいのならば診断書

を出せばよい旨発言した。

(甲55)

エ 平成28年9月4日、組合は法人あての同月5日付けの団交申入書にて、同年度の人事異動に伴う学院高校の労働強化問題を議題とする団交を申し入れた。

この申入書には、①同年7月14日の団交にて、組合は、学院高校の業務量の改善を申し入れ、職場の実態について説明を求めたが、法人は、校務分掌に基づく形式をなぞるだけで、労働強化はないとし、同26年度から始まった奨学制度について制度自体を知らないと述べるなど、職場の実態は明らかにされなかった、②同27年夏以降、現場の事務職の総意として業務達成には現行の人数でぎりぎりであることを J 副校長及び K 事務長に伝えていたにもかかわらず、これを全く考慮せず、異動を強行し、おざなりな現場調査と形式論で労働強化はないとする法人に抗議する、③現実に、C 組合員は労働強化で心身の不調を訴えている旨の記載があり、併せて、C 組合員について医師の診断書が添付されていた。

この診断書は、同年7月15日付けで作成され、うつ状態にて通院加療中で業務の軽減が望ましい旨記載されていた。

この後、法人は C 組合員に対し、最新の診断書を提出するよう求め、同年10月31日、C 組合員は法人に対し、同年7月15日付けのものと同趣旨の記載がなされた同年10月26日付けの医師の診断書を提出した。また、C 組合員が同年7月15日付けの診断書を提出して以降、同年11月21日に至るまで、法人は C 組合員に対し、体調や業務の進捗状況について確認したりはしなかった。

(甲2、甲55、乙16、乙17、乙18)

オ 平成28年11月21日、C 組合員は、担当している奨学金業務等処理すべき業務が重なるとして、K 事務長に対し、休日出勤を申し出た。その約1時間後、C 組合員と J 副校長及び K 事務長との間で面談が行われ、J 副校長は、①同年10月26日付けの C 組合員についての医師の診断書への対応が遅れたことを謝罪する、②診断書記載の業務の軽減に対応するため、(i)同年12月より、C 組合員が主担当であった奨学金業務を E 職員と新たに採用する派遣職員1名に引き継ぐことにする、(ii) C 組合員の勤務時間を1時間短縮する旨述べた。

(甲47、甲55、証人 C)

カ 平成28年11月24日、組合は法人に対し、一方的な労働条件の変更が C 組合員に通告されたとして、このことを議題とする団交を申し入れ、同月28日、組合と法人との間で団交が開催された。

組合は、① C 組合員の主担当変更や勤務時間の短縮に反対する、② C 組合員の職務の引継は難しい旨述べ、法人は、医師と相談した旨述べた。

結局、組合と法人との間で、① C 組合員は担当している奨学金業務を他の職員に引き継ぐ、② C 組合員は、同年12月1日から同月11日まで有給休暇を取得し、同月12日から勤務時間を1日当たり1時間短縮して勤務すること等を内容とする同年11月29日付けの確認書が締結された。

平成28年12月12日以降は、C 組合員は、従前から担当していた学校保険の関連業務やレポートの生徒への返却に係る業務等を行った。

(甲47、甲48、甲55、証人 C)

キ 平成28年12月1日から同29年3月31日までの間、派遣職員1名が、1日実働5時間半で週当たり3日間、学院高校にて勤務した。

(甲55)

(6) 本件希望退職と本件雇止めに至る経緯について

ア 平成28年12月6日、学院高校の朝会が開かれ、K 事務長は、同月19日にD校長から契約制教職員の次年度契約について話がある旨発言した。

(証人 C)

イ 平成28年12月15日、組合が法人に対し、次年度契約について変更がある場合は、事前に法人から団交を申し入れるよう求めた。同月16日、法人は、L 交渉委員から組合の委員長の A (以下「A 委員長」という。)あてのメールにて、組合に対し、①同月19日、昨今の学院高校の厳しい状況において、例年どおりのスケジュールで次年度契約に関する手続等が進められないことについて、説明予定である、②不正確な情報が流れないように、この件は、D 校長が話すまでは組合限りにしてほしい、③具体的なスケジュール等は内部でも決まっておらず、現時点で組合に話す内容はない旨返答した。

(甲50、甲55)

ウ 平成28年12月19日、学院高校にて説明会が開催され、D 校長は、契約制教職員については、財政的な理由により、例年12月中に行ってきた次年度契約更新の意向確認が遅れる旨述べた。

ところで、契約制教職員ではない A 委員長が説明会に同席しようとしたところ、J 副校長が同席しないよう求めた。その後、校長室にて、A 委員長と D 校長は面談し、A 委員長が説明会に同席したい旨述べたのに対し、

D 校長は、契約制教職員でない者が出席するのは問題で、出席するのならば警察に通報する旨述べたことがあった。結局、A 委員長は説明会への同席を取りやめた。

(甲4、甲55、甲56、証人 C、当事者 A)

エ 平成28年12月21日、組合は法人あての同日付けの団交申入書にて、同29年度の契約制教職員の契約更新を議題とする団交を申し入れた。

(甲4)

オ 平成29年1月11日、組合と法人との間で1.11団交が開催された。この団交における協議の概要は以下のとおりである。

(ア) 法人は、①学院高校の生徒数は800名程度から500名弱に減少し、800名体制に戻すことはできない、②学院高校は、経営的にも厳しく、2,000万円弱の赤字を出している、③契約制教職員のうち、事務員2名、教員3名の希望退職を募集することを本日、経営会議にて決定し、明日、対象者に通知する、旨述べ、組合に対し、同月12日付けの希望退職の募集についてと題する文書を配付した。

組合は、平成27年度から同28年度にかけて、無期限雇用の教職員が3名減となり、人件費の負担は減っているはずであるが、それでも厳しい状況なのかと尋ね、法人は、決算は赤字である旨返答した。

(イ) 組合が、現在の学院高校の事務職の人数を尋ねたのに対し、法人は、希望退職の対象となる事務員は3名だが、うち1名が退職予定と聞いており、この方が3月まで働くのならば希望退職を適用しようと考えている旨述べた。組合は、一時金や管理職手当は減額されておらず、希望退職よりもそちらが先と思う旨述べた。

(ウ) 組合は、人員を減らすと仕事が回らなくなる旨述べ、法人は、希望退職の対象となる有期限雇用の職員だけでなく無期限雇用の正職員もいるのだから、7名でやってきたことを5名でやることにはなり、負担はかかるがやむを得ない旨述べた。組合は、学院高校は生徒減で、収入が減っているかもしれないが、学院高校だけを対象に希望退職を募るのではなく、法人全体で考えられないのかと述べたのに対し、法人は、学院高校だけが赤字であり、将来、800名程度の生徒を確保するのは不可能であるから、その頃と同じ体制を続け難く、事務員も3分の2程度にしていかななくてはならない旨述べた。

(エ) ところで、法人が組合に提示した希望退職募集の概要は以下のとおりである。

- 募集対象者 学院高校で勤務する契約制教職員
- 募集定員 事務員2名、教員3名
- 募集期間 平成29年1月30日から同年2月17日まで
- 退職日 同年3月31日

○ 退職条件 退職加算金（基本給の3か月分）を支給

なお、 P は、 P の全体運営に関する事項について協議、決定する機関として、法人や申立外3法人の理事の地位にある者等6名を構成員とする経営会議を設置している。

また、この団交まで、法人は組合に対し、希望退職募集を予定している旨通知したことはなかった。

（甲5、甲18、甲55、乙38の1、乙38の2、乙41の1、乙48、証人 C、証人 D ）

カ 平成29年1月12日、 D 校長は、学院高校の教職員に対し、本件希望退職を発表した。その募集内容は、同月11日に法人が組合に通知したとおりであった。

また、この時期、法人は学院高校以外で希望退職の募集を行わなかった。

（甲55、乙48、証人 D ）

キ 平成29年1月24日及び同月26日、 D 校長及び J 副校長は、本件希望退職の対象者である教員7名と、事務員については C 組合員、 E 職員及び F 職員の3名に対し、本件希望退職に関して個別面談を行った。

（甲6、乙48）

ク 平成29年2月8日、組合は法人あての同日付けの団交申入書にて、団交を申し入れ、同月28日に団交を開催することになった。

この団交申入書には、①法人は、学院高校の3年間の赤字概数を説明し、法人全体の赤字も同程度の額である旨述べたが、公開されている決算資料によると、法人全体の赤字は、説明された学院高校の赤字概数の2倍強から3倍弱である、②学院高校の平成25年度から同27年度の決算状況及び同28年度の決算見込みの資料の提示を求める旨の記載が含まれていた。

（甲7）

ケ 平成29年2月27日、法人は組合あての同日付けの申入書にて、同月28日開催の団交にて、 C 組合員との雇用契約の終了を追加議題にすることを申し入れた。

この申入書には、①本件希望退職には、事務員1名と教員2名の応募があったが、募集定員を満たさなかった、②今後の対応を協議した結果、募集定員に達しなかった人員数について、契約を更新しないことを決定した、③ C 組合員をその対象者に含むことにした旨の記載があった。

ところで、法人は C 組合員に対し、次年度は雇用契約を締結しない旨通知しなかった。

（甲8、乙48、証人 C ）

コ 平成29年2月28日、組合と法人との間で2.28団交が開催された。この団交において、法人は、財務状況の資料を提示せず、口頭で数値のみを述べた。また、協議の概要は以下のとおりである。

(ア) 法人は、学院高校は、生徒数の大幅減により、平成25年度は黒字であったが、同26年度以降は赤字になり、同28年度は大きく赤字になる見込みである旨述べた。組合は、財務状況について資料を提示せずに口頭のみで説明しようとすることに抗議し、法人は、次回に提出する旨述べた。

(イ) 組合は、学院高校以外の部門はどうなっているのかを尋ね、法人は、①現在は、学院高校の状況が一番厳しく、構造をどうするかが問題である、②英語幼稚園は作ったばかりで全学年揃っておらず、国際学科も一旦募集停止したため全学年が揃っていないが、いずれも全学年が揃えば黒字になり、学院高校以外は黒字である旨述べた。組合は、HP等資料によると、学院高校は平成26年度は黒字である旨述べ、法人は、それは本部負担金を計上していないからである旨返答した。組合は、この資料の数値からするとインターナショナルスクールも本部負担金を加えると赤字になるはずである旨述べ、法人は、インターナショナルスクールは家賃や減価償却を負担する必要がない旨返答した。組合は、①今、法人は家賃に言及したが、学校法人は人件費がほとんどである、②人の雇用を奪うのに資料を提示するのは当然である旨述べた。法人は、次回、資料を持ってくる旨再度、述べた。

(ウ) 組合は、学院高校だけの問題ではない旨述べ、法人は、それは違っており、学院高校だけの問題である旨返答した。組合は、そうではなく、学院高校単独で赤字になっていない旨述べた。

組合は、HP等資料では本部の人件費が約1億6,000万円となっていることについて説明を求め、法人は、そんなはずはないのだが、確認する旨返答した。

(甲19、乙41の2、乙48、証人 C)

サ 平成29年3月6日午後5時頃、法人は、臨時教職員会にて、C 組合員を含む教職員について、同年度末での退職者として発表した。

また、同日午後7時30分頃から、組合と法人との間で3.6団交が開催された。

(ア) この団交において、法人は、平成25年度から同27年度の決算と同28年度の決算見込みについて、3.6団交資料を提示したが、その内容は、下記の3つの表からなるものであった。これらの資料は、団交で組合に提示するために作成されたものであった。

a 「学校法人事業別予算の変遷」と題し、高校生事業、留学生事業といっ

た事業部門別での消費収支計算書の各年度の収入、支出と収支差の数値を示したとされる表（別紙2-a）

b 「高校生事業 予算状況の変遷」と題し、学院高校、国際学科、表現コミュニケーション学科別での各年度の収入、支出と収支差を示したとされる表（別紙2-b）

c 「学院高校収支状況」と題し、各年度の学院高校の勘定科目までの数値を示したとされる表（別紙2-c）

ところで、上記のaとbの表に記載されているのは、総額での収入、支出と収支差のみであり、学院高校以外については、人件費等の内訳の額は開示されなかった。

また、3.6団交資料とHP等資料の数値の一部は合致せず、学院高校の消費収支についての対比は、以下のとおりであり、平成25年度から同27年度の各年度における消費支出及び同収支の金額には、3,000万円程度、差異があった。

(単位：円)

		HP等資料	3.6団交資料
25年度	消費収入合計	357,354,835	同左
	うち、学生生徒等納付金	276,328,493	同左
	消費支出合計	315,730,073	355,756,000
	うち、人件費	182,048,381	同左
	消費収入－消費支出	41,624,762	1,598,835
26年度	消費収入合計	318,965,735	同左
	うち、学生生徒等納付金	239,551,855	同左
	消費支出合計	308,298,028	338,258,000
	うち、人件費	181,584,429	同左
	消費収入－消費支出	10,667,707	-19,292,265
27年度	消費収入合計	287,489,169	287,469,479
	うち、学生生徒等納付金	222,982,795	223,139,255
	消費支出合計	278,193,584	316,359,000
	うち、人件費	159,844,378	174,557,755
	消費収入－消費支出	9,295,585	-28,889,521

※ HP等資料の「消費収入－消費支出」は、当委員会が算出した数値である。

(イ) この団交における協議の概要は以下のとおりである。

a 法人は、官公庁の認可の関係で学校単位の決算書を作成せざるを得ない

が、24年事業再編以降は、事業部単位で予算を管理しており、今回提示した資料が理事会でも使用している資料である旨述べた。

b 法人は、上記(ア) a の資料について、①留学生事業は、平成25年度、同26年度は赤字であったが、同27年度には大幅な黒字に転じた、②高校生事業は、平成25年度は黒字、同26年度は赤字、同27年度は少しの黒字、同28年度は大幅な赤字である、③国際・語学事業は、(i)英語幼稚園を作ったため収入が大幅に伸び、順調である、(ii)同27年度はインターナショナルスクールに校舎を新築したため、費用が大きくなった、④同28年度の決算見込みでは、高校生事業は赤字、留学生事業や国際・語学事業は黒字である、⑤法人としては、高校生事業以外の事業は順調に推移しているが、過去の負の遺産などでまだ財政的には厳しい旨述べた。

c 法人は、上記(ア) b の資料について、①学院高校は、(i)平成25年度は収入が約3億5,000万円で収支は159万円の黒字、同26年度は収入が約3億1,000万円で収支は1,900万円の赤字、同27年度は収入が約2億8,000万円で収支は2,898万円の赤字、同28年度見込は収入は約2億9,000万円と若干上向いたが、支出も伸びて、収支は2,700万円の赤字の見込みである、(ii)この三期連続の赤字をどうするのが当面の課題である、②国際学科は、平成25年度は3学年揃っていたが、同26年度から1学年欠けているため赤字であるが、来年度からは3学年揃う、③国際学科も表現コミュニケーション学科も順調に収入の見込みが立っている、④学院高校は五期連続のマイナス成長で、今年は下げ止まったがこれをどうするのが当面の課題である旨述べた。

d 法人は、上記(ア) c の資料について、内部負担金支出という項目が、学院高校が本部に対し負担している金額で、法人内のルールで収入の7.5%相当額で算出され各年2,000万円強であるが、それ以外の支出は学院高校の運営経費になる旨述べた。

e 法人は、学院高校について、人件費について1,500万円から2,000万円を削減し、場所の移転で1,000万円を削減し、黒字にしていきたい旨述べた。

f 組合は、平成27年度の学院高校の収入額はHP等資料と合致するが、支出額は約3,000万円違っている旨述べた。法人は、学校単位の会計では、学院高校の中にランゲージセンターの支出が入っているなどしている旨述べた。

(甲20、乙19、乙41の3、証人 C 、証人 D)

シ 平成29年3月17日、K 事務長は勤務中の C 組合員に対し、出勤せず自宅

で待機するよう通告した。一方、同月31日をもって雇止めとなる職員の中には、同月17日以降も出勤する者がいた。

この後、C 組合員は、法人で勤務していない。

(甲21、甲55、乙41の4、証人 C)

ス 平成29年3月31日、学院高校において、本件希望退職に応募した F 職員と教員2名のほか、非常勤の教員1名が雇止めになった。

この時点では、C 組合員の平成29年4月1日以降の雇用に関する契約は締結されなかった。

(甲55、乙48)

セ 平成29年3月末、法人は、学院高校を大阪市天王寺区〇〇〇の天王寺校舎から同区内の〇〇〇〇の夕陽丘(上町)校舎に移転し、R の日本語学校を夕陽丘(上町)校舎から天王寺校舎に移転した。また、天王寺校舎の会館管理や館全体の総務・庶務を担当していた G 職員は、引き続き、天王寺校舎内で勤務することになった。

(乙48、証人 D 、当事者 A)

(7) 平成29年4月1日以降の経緯等について

ア 平成29年4月以降も、G 職員は、学院高校において、事務の仕事を手伝ったことがあった。

(当事者 A)

イ 中央労働委員会からの働きかけを契機に、C 組合員と法人との間で、平成29年4月1日から同年6月30日を雇用期間とし、労務提供の義務はなく月給制で基本給21万6000円とする旨の「N 嘱託雇用契約書」と題する契約が同年5月10日付けで締結された。

(甲12、乙48、証人 D)

ウ 法人は C 組合員に対し、平成29年6月23日付け文書を送付し、C 組合員とこれ以上雇用契約を更新する必要はないものと判断し、同月30日をもって雇用関係を終了する旨通知し、同年7月1日以降、本件審問終結時に至るまで、C 組合員と法人の間で雇用契約は締結されていない。

(甲27)

エ 平成29年7月19日、組合は本件申立てを行った。

2 法人が、C 組合員を平成29年3月31日をもって雇止めとしたことは、組合員であるが故の不利益取扱いに当たるとともに、組合に対する支配介入に当たるかについて、以下判断する。

(1) C 組合員の雇用契約についてみると、前提事実及び前記1(2)ア、イ認定のと

おり、①遅くとも平成16年度以降、同22年度までの各年度について、R の校長との間で、4月1日から翌年3月31日を雇用期間とし、週当たり35時間勤務の時給制のパートタイマーの雇用契約が毎年4月1日付けで締結されていたこと、② C 組合員は同23年度から嘱託職員となり、同年度から同28年度までの各年度について、法人との間で、4月1日から翌年3月31日を雇用期間とする月給制の嘱託雇用契約が毎年4月1日頃に締結されていたことが認められ、雇用期間を1年間とする契約が相当長期にわたって更新されてきたといえ、C 組合員が、同29年度以降も契約が更新されることを期待するのには合理的な理由があるとみるべきである。

また、前提事実及び前記1(6)オ、カ認定のとおり、法人は契約制職員を対象に本件希望退職を実施し、しかも、その退職条件には、退職加算金として基本給の3か月分の金銭の支給が含まれていることからすると、法人も、C 組合員のような契約制職員について、特段の事情がなければ雇用契約を更新することを前提に扱っていたというのが相当である。

このような状況下での雇止めは、解雇に準ずる不利益性を有することは明らかである。

(2) 本件は、前提事実及び前記1(6)オ、カ、ケ認定によれば、学院高校の契約制教職員のみを対象に希望退職を実施し、その定員に達しなかった人員数を雇止めにしたものであるところ、法人は、平成22年度頃から学院高校の生徒数は減少傾向が続き、同26年度から同28年度においては、多額の赤字が継続する状況になり本件希望退職を実施したが、募集定員を下回る応募しかなかったため、雇止めを行った旨主張する。

(3) 確かに、平成25年度以降についてみると、前提事実及び前記1(1)オ、カ、(6)サ認定のとおり、①学院高校の生徒数は、全生徒数と本校生徒数のいずれについても、毎年度減少していること、②学院高校の収入額は、3.6団交資料とHP等資料のいずれでみても、毎年度減少していること、が認められ、法人が、人件費を含め学院高校の運営経費を抑制しようとしたことは、理解できるところである。

しかし、法人が、本件希望退職の実施前に、賃上げの抑制や一時金・手当の減額を行ったり、人員減を図るために学院高校の職員を他部局に転出させたとする疎明はない。

かえって、前記1(2)イ、(4)ア、(5)オ、キ認定のとおり、①平成23年度から同28年度の間、C 組合員の基本給は毎年度5,000円ずつ賃上げされていること、②平成28年11月21日に C 組合員が休日出勤を申し出た約1時間後に、法人は、C 組合員の業務の一部を新たに採用する派遣職員1名に引き継ぐことにする旨

述べ、実際に、同年12月1日から同29年3月31日までの間、派遣職員1名が学院高校にて勤務したこと、③同年4月1日には、法人は新たに1名を有期限で雇用し、学院高校で事務の仕事に従事させていること、がそれぞれ認められ、法人が学院高校についての人件費を新たに支出していたことは明らかである。

したがって、法人が、以前から、契約制教職員の雇止め以外の方策で、学院高校の人件費の抑制に努めていたとみることはできない。

また、希望退職を実施した結果、応募者が定員を満たさない場合であっても、可能な限り雇止めを回避する努力が求められるところ、そのために法人がどのような検討を行ったかの疎明はなく、前提事実及び前記1(6)ケ認定によれば、かえって、応募者以外の者を時を置かず雇止めにしたと解される。

以上によれば、法人が、雇止めを回避するために努力をしていたとみることはできない。

(4) 次に、C 組合員や組合に対する、雇止めの理由等に関する説明状況について検討するに、前記1(6)ケ認定のとおり、法人はC 組合員個人に対しては、次年度は雇用契約を締結しないことを通知しなかったことが認められ、C 組合員個人に対し、平成29年3月31日をもつての雇止めについて具体的な説明を行ったとみることはできない。

一方、組合への説明については、前提事実及び前記1(6)オ、ケからサ認定のとおり、①1.11団交にて、法人は、学院高校の生徒数は減少し、800名体制に戻すことはできないことや、経営的にも厳しく、2,000万円弱の赤字を出している旨述べ、本件希望退職の実施について説明したこと、②法人は、組合あての平成29年2月27日付の申入書にて、本件希望退職の募集定員に達しなかった人員数について契約を更新しないことを決定し、C 組合員をその対象者に含むことにしたとして、既に開催予定の2.28団交にて、C 組合員の雇用契約の終了を追加議題とすることを申し入れ、2.28団交が開催されたこと、③3.6団交にて、法人は3.6団交資料を提示し、この数値に沿って説明を行ったこと、がそれぞれ認められる。

しかし、前記1(6)ア、イ、エ、オ認定のとおり、①平成28年12月6日、学院高校の朝会にて、K 事務長が、同月19日にD 校長から契約制教職員の次年度契約について話がある旨発言したこと、②同月15日、組合は法人に対し、次年度契約について変更がある場合は、事前に法人から団交を申し入れるよう求めたこと、③同月21日、組合は、次年度の契約制教職員の契約更新を議題とする団交を申し入れたこと、④1.11団交まで、法人は組合に対し、希望退職募集を予定している旨通知しなかったこと、⑤1.11団交の場において、法人は本件希望退職の実施に初めて言及したこと、が認められ、本件希望退職についての組合への説明は

遅すぎの感は否めない。

学院高校の財務状況についての資料の提示についても、前提事実及び前記1(6)オ、ク、コ認定のとおり、①1.11団交にて、法人は学院高校について2,000万円弱の赤字を出している旨述べたが、財務状況についての資料は提示しなかったこと、②平成29年2月8日付けの組合からの団交申入書には、学院高校の平成25年度から同27年度の決算状況及び同28年度の決算見込みの資料の提示を求める旨の記載があったこと、③2.28団交にて、法人は財務状況の資料を提出せず、組合から、財務状況について資料を提示せずに口答のみで説明しようとする事について抗議を受けたこと、がそれぞれ認められ、かかる法人の対応は、相手方の理解が得られるよう客観性のある説明を行おうとしたとはいえない。

また、前記1(6)サ認定のとおり、3.6団交にて、法人は、官公庁の認可の関係で学校単位の決算書を作成せざるを得ないが、24年事業再編以降は、事業部単位で予算を管理しており、今回提示した資料が理事会でも使用している資料である旨述べ、3.6団交資料を提示したところ、組合は、3.6団交資料の平成27年度の学院高校の収入額はHP等資料と合致するが、支出額は約3,000万円違っている旨述べ、これに対し、法人は、学校単位の会計では、学院高校の中にランゲージセンターの支出が入っているなどしている旨述べたことが認められる。しかし、前記1(1)エ認定のとおり、平成26年頃の法人の事業概要では、ランゲージセンターは、学校単位の区分では国際専門学校と R に位置付けられているのだから、数値の差についての法人のこの回答は、組合の疑問を解消するものとはいえない。さらに、法人が学院高校について2,000万円弱の赤字を出しているのに対し、組合は、3.6団交資料とHP等資料の支出額が約3,000万円違っていると指摘しているのだから、この指摘は、法人が事業部単位で財務状況进行分析しているにしても、学院高校の財務状況を検討する上で看過できないというべきところ、3.6団交以降に、法人が組合に対し、2つの資料の数値の差について追加して説明しようとしたとする疎明はない。

以上によると、法人は C 組合員や組合に対し、本件希望退職や雇止めの理由である学院高校の財務状況について客観的で十分な説明を行ったとは到底いえない。

(5)ところで、前提事実及び前記1(6)サ認定のとおり、HP等資料と3.6団交資料の平成25年度から同27年度の学院高校の数値を比較すると、平成25年度及び同26年度の収入額と人件費は合致するが、それ以外については差異があることが認められる。

このことについて、組合は、平成26年度と同27年度のHP等資料の数値に本部

負担金を加えても、約2,000万円の赤字には届かないことや3.6団交資料の学院高校の管理経費中の減価償却負担額は、法人全体の管理経費中の減価償却費の合計額を上回るというあり得ない数字になっている旨指摘し主張するところ、法人は、HP等資料は、本来、各事業及び各学校が負担すべき共益的な費用を振り分ける前の収支計算である旨主張するものの、数値が合致しない理由について、これ以外に具体的な疎明もなく、学院高校の赤字の程度については、本件審問手続を経ても判然とせず、雇止めの必要性そのものについて疑義があるといわざるを得ない。

なお、法人は、雇止めにする事務員1名の選定について、主担当として担当している業務の有無、勤務時間及び学院高校での勤務年数を重視して行い、C組合員を選出した旨主張するが、雇止めの実施自体に問題があると解されるのであるから、人選の問題を検討するまでもなく、C組合員の雇止めは不当であるといえる。

(6) 以上のことを総合的に勘案すると、学院高校において、本件希望退職の定員に達しなかった人員数を雇止めにしたことについて、経営再建のために人件費の削減が必要であったとしても、他の手段による削減の努力が尽くされていない上、慎重な検討やC組合員や組合に対する十分な説明を行うといった適正な手続を経たものということもできず、その合理性や必要性について疑わざるを得ない。

(7) 一方、C組合員は、前提事実及び前記1(2)ウ、(3)ア(ア)認定のとおり、平成26年8月、組合書記長に就任し、同年4月頃から組合の交渉窓口担当者であることが認められ、組合活動の中心的人物であることは明らかである。

また、前記1(3)ア認定によれば、法人は、本件審問終結時に至るまで、C組合員が交渉窓口である限りは団交の窓口折衝を行わないとしているところ、平成26年10月29日、組合は、当委員会に対し、法人が交渉窓口担当者の交代を求め、それができない場合は、当面、窓口対応を取りやめるとの対応を行ったことは支配介入に当たるとの点を含む26-64事件の不当労働行為救済申立てを行い、同28年11月24日、当委員会は、この点に関して、労使間の円滑な交渉を阻害したものであって、支配介入に該当すると判断した命令を発し、同年12月7日、法人は、この命令について再審査申立てを行ったことが認められる。さらに、前記1(6)カ認定によれば、C組合員が交渉窓口担当者であることに関して、この救済命令が発せられた後の同29年1月12日に、法人は、C組合員を対象者に含む本件希望退職を発表したことが認められる。また、前記1(6)サ認定によれば、法人は、同年3月6日の臨時教職員会にて、3.6団交の開催前であるにもかかわらず、C組合員を同年度末の退職者として発表したことが認められる。

さらに、平成28年度前半の労使関係等については、前記1(5)エ認定のとおり、①組合は法人あての平成28年9月5日付けの団交申入書にて、同年度の人事異動に伴う学院高校の労働強化問題を議題とする団交を申し入れたこと、②この申入書には、(i)同年7月14日の団交にて、組合は、学院高校の業務量の改善を申し入れ、職場の実態について説明を求めたが、法人は、校務分掌に基づく形式をなぞるだけで、労働強化はないとし、同26年度から始まった奨学制度について制度自体を知らないと述べるなど、職場の実態は明らかにされなかった、(ii)同27年夏以降、現場の事務職の総意として業務達成には現行の人数でぎりぎりであることを J 副校長及び K 事務長に伝えていたにもかかわらず、これを全く考慮せず、異動を強行し、おざなりな現場調査と形式論で労働強化はないとする法人に抗議する旨の記載があったこと、がそれぞれ認められ、学院高校の労働強化問題について労使間で対立が生じていたといえることができる。

以上によれば、法人は、C 組合員とその組合活動を好ましからざるものとみていたと推認することができ、法人が、本件希望退職の定員に達しなかった人員数を雇止めにするにすることにし、その対象に C 組合員を含めたことは、C 組合員が組合員であることを理由にしたものというのが相当である。

(8) ところで、前記1(6)ス認定によると、C 組合員以外にも、本件希望退職への応募者以外で、平成29年3月31日をもって雇止めとなった教員が1名いたことが認められるが、雇止めの手続に問題があり、雇止めの合理性や必要性が乏しいことや組合及び C 組合員と法人との関係を考慮すれば、C 組合員の雇止めが組合員であることを理由にしたものであるとする結論は変わらない。

(9) 以上のとおりであるから、法人が、C 組合員を平成29年3月31日をもって雇止めとしたことは、組合員であるが故の不利益取扱いであるとともに、組合活動の中心的人物を排除することにより組合の弱体化を図ったものと判断され、かかる法人の対応は、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

なお、前記1(7)イ、ウ認定によれば、C 組合員と法人との間で、同年4月1日から同年6月30日を雇用期間とする嘱託雇用契約が同年5月10日付けで締結され、その後、法人は、同年6月30日をもって雇用関係を終了させた経緯が認められるが、上記判断を左右するものではない。

3 救済方法

(1) 前記2(1)判断のとおり、本件の C 組合員に対する雇止めは、解雇に準ずる不利益性を有すると判断されるところ、平成29年度の雇用契約が同28年3月30日付けの雇用契約と同内容で締結されたとしても、その雇用期間は1年で既に終了し

ているというべきであるが、その後も、特別の理由がない限り、同内容での雇用契約の更新が繰り返されたものとして取り扱うべきであり、主文1及び主文2のとおり命じるのが適切であると考える。

(2) 組合は、①年5分の割合による加算金の支払、②謝罪文の手交及び掲示をも求めるが、主文2及び主文3をもって足りると考える。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

平成31年2月22日

大阪府労働委員会

会長 井上英昭 印

法人の消費収支計算書（概要）

（単位：円）

	平成25年度決算	平成26年度決算	平成27年度決算
学生生徒等納付金	974,450,706	966,076,532	1,059,734,897
手数料	9,112,754	9,046,842	11,282,716
寄付金	1,083,916	606,127	685,476
補助金	157,282,521	154,158,366	157,348,205
資産運用収入	11,368,858	11,276,880	11,154,699
事業収入	294,754,610	384,669,073	380,417,637
雑収入	13,793,755	1,197,444	1,499,768
帰属収入合計	1,461,847,120	1,527,031,264	1,622,123,398
基本金組入額合計	0	▲ 29,300,000	0
収入合計	1,461,847,120	1,497,731,264	1,622,123,398

人件費	971,088,319	1,012,465,067	1,094,816,127
教育研究経費	357,367,790	400,364,251	416,365,255
消耗品費	34,584,900	50,452,341	56,971,110
印刷製本費	19,253,487	20,574,693	20,331,628
旅費交通費	6,089,525	7,251,286	8,470,982
保健衛生費	574,110	783,247	582,592
通信費	10,278,380	9,785,049	10,719,499
賃借料	21,126,477	16,843,234	18,576,270
会議費	828,115	937,930	1,159,223
行事費	2,031,635	1,530,944	1,443,718
校外学習旅費	6,641,319	10,898,926	9,978,689
報酬・委託・手数料	30,737,142	53,938,276	53,882,447
奨学費	9,755,314	7,678,879	9,967,397
光熱水費	38,950,571	40,226,621	39,589,475
管理委託費	45,206,932	46,911,085	49,137,874
保険料	2,443,390	1,987,555	2,054,003
租税公課	4,278,450	3,243,260	7,275,656
修繕費	25,952,677	23,291,556	19,115,097
雑費	538,503	1,519,492	595,935
補助活動事業費	11,318,494	6,328,907	6,245,830
減価償却額	86,778,369	96,180,970	100,267,830
管理経費	132,406,999	138,334,168	157,424,355
消耗品費	2,851,070	4,640,949	3,870,165
旅費交通費	11,989,611	11,765,856	19,190,024
通信費	2,895,243	2,908,193	3,090,527
賃借料	4,626,805	4,871,231	6,428,985
会議費	1,461,669	1,640,591	2,580,033
報酬・委託・手数料	10,258,460	8,185,310	10,024,061
光熱水費	5,378,077	5,592,874	5,875,135
管理委託費	8,111,688	7,238,744	7,978,941
保険料	2,016,957	2,223,127	2,774,776
租税公課	486,200	438,181	881,920
修繕費	7,333,823	2,480,386	2,089,832
渉外費	2,539,244	1,392,802	1,570,841
補助活動事業費	96,851	28,629	46,478
福利厚生費	3,275,425	4,122,256	4,771,704
研修費	2,202,277	2,526,187	5,257,943
雑費	1,100,050	632,725	768,188
広報費	34,747,920	38,075,697	39,433,120
負担金	5,578,000	11,680,000	12,020,000
諸会費	3,186,799	4,434,760	4,858,615
寄付金		44,240	
減価償却額	22,270,830	23,411,430	23,913,067
借入金等利息	240,000	309,623	1,116,757
支出合計	1,461,103,108	1,551,473,109	1,669,722,494

当年度消費収入超過額	744,012		
当年度消費支出超過額		53,741,845	47,599,096
前年度繰越消費支出超過額	3,472,923,902	3,472,179,890	3,525,921,735
翌年度繰越消費支出超過額	3,472,179,890	3,525,921,735	3,573,520,831

学校法人事業別予算の変遷

別紙 2 - a

(単位 ; 円)

事業	項目	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度決算見込
留学生事業	収入	373,525,112	407,407,063	510,798,357	499,646,224
	支出	403,518,775	414,697,822	447,899,496	473,670,000
	収支差	▲ 29,993,663	▲ 7,290,759	62,898,861	25,976,224
高校生事業	収入	591,610,652	529,780,905	530,695,030	528,700,000
	支出	564,129,197	539,685,971	528,032,148	559,680,000
	収支差	27,481,455	▲ 9,905,066	2,662,882	▲ 30,980,000
国際・語学事業	収入	475,864,546	536,008,508	556,933,259	674,200,000
	支出	449,806,760	518,844,235	579,980,374	656,680,000
	収支差	26,057,786	17,164,273	▲ 23,047,115	17,520,000
教育社会福祉	収入	19,981,414	53,547,723	22,083,554	32,000,000
	支出	23,830,620	42,679,510	27,168,598	29,450,000
	収支差	▲ 3,849,206	10,868,213	▲ 5,085,044	2,550,000
U	収入				109,000,000
	支出				131,800,000
	収支差				▲ 22,800,000
本部関連費用	収入	107,795,396	121,067,065	118,213,198	139,200,000
	支出	126,747,756	156,345,571	203,241,878	202,885,900
	収支差	▲ 18,952,360	▲ 35,278,506	▲ 85,028,680	▲ 63,685,900
重複消去	収入	▲ 106,930,000	▲ 120,780,000	▲ 116,600,000	▲ 139,200,000
	支出	▲ 106,930,000	▲ 120,780,000	▲ 116,600,000	▲ 139,200,000
	収支差	0	0	0	0
総合計	収入	1,461,847,120	1,527,031,264	1,622,123,398	1,843,546,224
	支出	1,461,103,108	1,551,473,109	1,669,722,494	1,914,965,900
	収支差	744,012	▲ 24,441,845	▲ 47,599,096	▲ 71,419,676

高校生事業 予算状況の変遷

(単位：千円)

事業	項目	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度決算見込
学院高校	収入	357,355	318,966	287,469	296,000
	支出	355,756	338,258	316,359	323,270
	収支差	1,599	▲ 19,292	▲ 28,890	▲ 27,270
国際学科	収入	88,417	60,230	74,344	71,500
	支出	82,519	68,905	69,584	80,320
	収支差	5,898	▲ 8,675	4,760	▲ 8,820
表現コミュニケーション学科	収入	145,839	150,585	168,882	161,200
	支出	125,854	132,523	142,089	156,090
	収支差	19,985	18,062	26,793	5,110
総合計	収入	591,611	529,781	530,695	528,700
	支出	564,129	539,686	528,032	559,680
	収支差	27,482	▲ 9,905	2,663	▲ 30,980

学院高校収支状況

別紙2-c
(単位：円)

科 目	平成25年度決算	平成26年度決算	平成27年度決算	平成28年度決算見込み
学生生徒納付金収入	276,328,493	239,551,855	223,139,255	231,800,000
手数料収入	2,767,830	2,364,010	3,010,422	2,300,000
寄付金収入			244,000	100,000
補助金収入	73,479,647	72,882,270	57,715,646	57,700,000
資産運用収入		3,627,170	3,197,504	
付随事業収入	4,533,310	459,000		
雑収入	245,555	81,430	162,652	4,100,000
収入合計	357,354,835	318,965,735	287,469,479	296,000,000

人件費支出	182,048,381	181,584,429	174,557,755	168,400,000
教員人件費支出	134,298,078	137,496,247	122,136,216	113,780,000
職員人件費支出	47,750,303	44,088,182	52,421,540	54,620,000
教育研究経費支出	82,427,022	73,478,863	69,161,609	81,500,000
教. 消耗品費	(略)	(略)	(略)	(略)
教. 印刷製本費	(略)	(略)	(略)	(略)
教. 旅費交通費	(略)	(略)	(略)	(略)
教. 保健衛生費	(略)	(略)	(略)	(略)
教. 通信費	(略)	(略)	(略)	(略)
教. 賃借料	(略)	(略)	(略)	(略)
教. 会議費	(略)	(略)	(略)	(略)
教. 行事費	(略)	(略)	(略)	(略)
教. 校外学習旅費	(略)	(略)	(略)	(略)
教. 報酬・委託・手数料	(略)	(略)	(略)	(略)
教. 奨学費	(略)	(略)	(略)	(略)
教. 光熱水費	(略)	(略)	(略)	(略)
教. 管理委託費	(略)	(略)	(略)	(略)
教. 保険料	(略)	(略)	(略)	(略)
教. 租税公課	(略)	(略)	(略)	(略)
教. 修繕費	(略)	(略)	(略)	(略)
教. 雑費	(略)	(略)	(略)	(略)
教. 補助活動事業費	(略)	(略)	(略)	(略)
教. 減価償却負担額	10,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000
管理経費支出	91,280,597	83,194,708	72,639,636	73,370,000
消耗品費支出	(略)	(略)	(略)	(略)
旅費交通費支出	(略)	(略)	(略)	(略)
通信費支出	(略)	(略)	(略)	(略)
賃借料支出	(略)	(略)	(略)	(略)
会議費支出	(略)	(略)	(略)	(略)
報酬委託手数料支出	(略)	(略)	(略)	(略)
光熱水費支出	(略)	(略)	(略)	(略)
管理委託費支出	(略)	(略)	(略)	(略)
保険料支出	(略)	(略)	(略)	(略)
租税公課支出	(略)	(略)	(略)	(略)
修繕費支出	(略)	(略)	(略)	(略)
渉外費支出	(略)	(略)	(略)	(略)
補助活動事業費支出	(略)	(略)	(略)	(略)
福利厚生費支出	(略)	(略)	(略)	(略)
研修費支出	(略)	(略)	(略)	(略)
雑費支出	(略)	(略)	(略)	(略)
広報費支出	(略)	(略)	(略)	(略)
負担金支出	29,100,000	26,300,000	24,300,000	23,300,000
同盟負担金支出	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000
内部負担金支出	26,800,000	24,000,000	22,000,000	21,000,000
諸会費支出	(略)	(略)	(略)	(略)
減価償却負担額	28,000,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000
教育活動支出合計	355,756,000	338,258,000	316,359,000	323,270,000

教育活動収支差額	1,598,835	▲ 19,292,265	▲ 28,889,521	▲ 27,270,000
----------	-----------	--------------	--------------	--------------

※科目名は、原文のままである。

HP等資料（学校ごとの消費収支内訳表）

（単位 円）

	学校法人 (法人本部)	インターナシヨ ナルスクール	R	学院高校	国際専門学校	合計	
2 5 年 度	消費収入合計	2,993,045	273,644,464	302,272,829	357,354,835	525,581,947	1,461,847,120
	うち、学生生徒等納付金	0	240,093,772	154,416,311	276,328,493	303,612,130	974,450,706
	消費支出合計	123,404,133	265,128,726	266,833,087	315,730,073	490,007,089	1,461,103,108
	うち、人件費	81,794,026	192,146,214	202,587,153	182,048,381	312,512,545	971,088,319
	消費収入－消費支出	-120,411,088	8,515,738	35,439,742	41,624,762	35,574,858	744,012
2 6 年 度	消費収入合計	1,432,038	277,676,623	382,557,490	318,965,735	517,099,378	1,497,731,264
	うち、学生生徒等納付金	0	245,885,540	205,071,934	239,551,855	275,567,203	966,076,532
	消費支出合計	128,017,552	268,615,388	315,858,682	308,298,028	530,683,459	1,551,473,109
	うち、人件費	99,426,894	195,869,681	222,337,907	181,584,429	313,246,156	1,012,465,067
	消費収入－消費支出	-126,585,514	9,061,235	66,698,808	10,667,707	-13,584,081	-53,741,845
2 7 年 度	消費収入合計	4,543,198	264,661,066	430,801,504	287,489,169	634,648,461	1,622,143,398
	うち、学生生徒等納付金	0	231,910,752	235,221,784	222,982,795	369,619,566	1,059,734,897
	消費支出合計	212,107,131	257,118,083	350,056,605	278,193,584	572,247,091	1,669,722,494
	うち、人件費	164,067,988	183,304,752	246,837,352	159,844,378	340,761,657	1,094,816,127
	消費収入－消費支出	-207,563,933	7,542,983	80,744,899	9,295,585	62,401,370	-47,579,096

※「消費収入－消費支出」は、当委員会が算出した数値である。